

総社市

学校部活動、地域クラブ活動の
在り方に関する方針

令和5年9月

総社市教育委員会

目次

I 学校部活動の運営の在り方 . . . |

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
 - (1) 適切な指導の実施
- 3 適切な休養日及び活動日の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- 5 安全管理と事故防止について
- 6 参加する大会数の上限の目安
- 7 大会等への参加の引率や大会運営への従事
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会運営への従事

II 新たな地域クラブ活動 . . . 3

- 1 新たな地域クラブの適切な運営
 - (1) 参加者
 - (2) 地域クラブの適切な運営
 - (3) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - (4) 保険の加入
- 2 地域クラブ活動の活動内容
 - (1) 活動内容
 - (2) 指導者
 - (3) 適切な休養日及び活動日の設定
 - (4) 参加する大会数の上限の目安
 - (5) 活動場所
- 3 市の役割

I 学校部活動の運営の在り方

学校部活動が、その本来の目的を十分に果たし、生徒の成長に最適なスポーツ・文化芸術環境を実現するため、市教育委員会及び各学校並びに学校部活動指導者は、以下の内容を遵守する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定

- ① 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。内容に I 3 に定める休養日と活動日の内容を含まなければならない。
- ② 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績（参考様式は市教委が作成する）を作成し、校長に提出する。また、担当部活動の活動方針等を定め、年度当初や3年生引退にともなう新体制発足時に生徒・保護者に周知し、理解・協力を促す。
- ③ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を公表する。（学校だより、HP等）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- ② 校長は、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- ① 学校部活動指導者は、効率的・効果的な練習法の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ② 学校部活動の指導者は、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する教諭等と連携・協力し、体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日及び活動日の設定

学校部活動における休養日及び活動時間については、生徒及び学校部活動指導者がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ④ 朝練習を実施する場合の活動時間は30分程度とし、放課後の活動時間との合計が2時間程度となるようにする。また、週に2回以内の実施にすることとし、朝練

習のない日を設ける。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動を行う環境の整備

- ① 市教育委員会及び関係機関等は、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するとともに、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- ② 市教育委員会及び校長は、生徒の意思に反して強制的に学校部活動に加入させることがないようにするとともに、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。
- ③ 生徒が参加しやすいよう、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

5 安全管理と事故防止について

学校部活動における安全管理の確実な実施のため、事故（熱中症を含む）の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

6 参加する大会数の上限の目安

学校部活動が参加する大会は、中学校体育連盟及び中学校文化連盟が主催又は共催する大会とする。それ以外の大会、コンクール及び地域の行事等への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や学校部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、校長が、参加を決定する。

7 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

市教育委員会は、できるだけ学校部活動顧問が引率しない体制を整えるため、生徒の安全確保等に留意しつつ、部活動指導員が単独で行うことができることとする。

(2) 大会運営への従事

市教育委員会及び校長は、教員等が大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

市は、国が示す改革推進期間において学校部活動の段階的な地域移行・地域連携を進める。そのため、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

Ⅰ 新たな地域クラブ活動の適切な運営

(1) 参加者

参加を希望する全ての生徒が参加できることとする。

(2) 地域クラブ活動の適切な運営

- ① 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ庁策定の『スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉』に準拠した運営を行う。
- ② 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画、活動中の参加者間のトラブル及び安全管理の責任者、指導者の氏名及び運営の責任者を明確にし、公表する。

(3) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ① 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動の維持・運営に必要な範囲で、市に届け出たうえで、会費を設定することができる。
- ② 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(4) 保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入させなければならない。

2 地域クラブ活動の活動内容

(1) 活動内容

- ① 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の意向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、確保しなければならない。
- ② 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。
- ③ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(2) 指導者

① 指導者の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の指導にふさわしい専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

ウ 市は、人材バンクを整備し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2 (1) に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

イ 指導者は、I 2 (1) に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

ウ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

(3) 適切な休養日及び活動時間の設定

地域クラブ活動における休養日及び活動時間については I 3 ①、②、③に準じて設定する。また、地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として平日に2日以上休養日を設定する。

(4) 参加する大会数の上限の目安

地域クラブ活動が参加する大会については、運営団体及び実施主体が、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、参加者や指導者の負担が過度にならないことを考慮して決定する。

(5) 活動場所

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設等の利用も含め、適切な規模の活動場所を確保する。

3 市の役割

① 市は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。

② 市は、自ら運営団体・実施主体として、地域クラブを運営する。

③ 教師等の兼職兼業

ア 市は、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、兼職兼業の申請をした際の許可基準を定める。

イ 教員等の服務監督を行う市教育委員会及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、適切な労務管理に努める。

付 録【 用 語 集 】

- 部活動顧問 … 学校における業務分掌での当該部活動を担当する教員及び部活動指導員をいう。
- 部活動指導員 … 学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定されている、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する非常勤の職員である。実技指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等が職務として位置付けられており、単独指導・単独引率が可能である。また、校長は、部活動指導員に部活動顧問を命じることができる。
- 外部指導者 … 部活動顧問と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行うものであり、原則として、単独での指導・引率はできない。
- 学校部活動の指導者 … 部活動顧問及び外部指導者をいう。
- 地域クラブ活動 … 地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動のことを指し、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））のであり、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」活動として位置付けられるもの。

参 考 資 料

- ・ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
（スポーツ庁・文化庁／令和 4 年 12 月）
- ・ 岡山県学校部活動の在り方に関する方針（岡山県教育委員会／令和 5 年 3 月）